

地域密着型通所介護及び予防専門型通所サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社デライトが開設するステラ(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスの事業、総合事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(予防専門型通所サービスにあたっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定予防専門型通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ステラ
- ② 所在地 西宮市松生町7番8号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

●管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理(従業者に対する技術指導含む)及び業務の管理を一元的に行うとともに、地域密着型通所介護、予防専門型通所サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また、地域密着型通所介護計画及び予防専門型通所サービス計画を作成する。

●従業者

従業者は、指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスの提供に当たる。

●生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、関係機関との連絡調整等を行う。

●介護職員 1名以上

介護職員は利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

●機能訓練指導員 1名以上

機能の減衰を防止するための訓練(リハビリ体操等)を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始 12/30～1/3、夏期休業 8/13～15、GW5/3～5/5 の間を除く。
- ② 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- ③ サービス提供時間 1 単位目 午前 9 時から午後 0 時 10 分までとし、
2 単位目 午後 1 時 20 分から午後 4 時 30 分までとする。

(指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスの利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

1単位 10名(小規模)

(指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスの内容及び利用料等)

第7条 指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスの内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額、又は西宮市の要綱に定める額とし、当該指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ アクティビティ(介護予防)

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、実費相当とする。

3 ドリンク代は200円

4 食費代は、実費相当とする。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、西宮市(一部)の区域とする。別紙1を参照。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 繼続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果については通所介護従業者等に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 通所介護従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。